

📎📎資産税～お役立ち～新聞📎📎

📎相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります📎

第 37 号(2018 年 9 月)

📎📎◀ - - (養子縁組の取消し) 養親が未成年である場合 - - ▶📎📎

📎 [--養親となる事が出来る者--]

養子縁組を成立させるには、いくつかの条件がありますが、その条件の一つに「養子をとる事が出来る年齢」というものがあります。

📎 [--養子をとる事が出来る年齢--]

養子をとる事が出来る、つまり、養親となる事が出来る者は、成年に達した者であると定められています。(民法第 792 条)

ここでいう「成年」とは、下記の者を指します。

- 満二十歳に達した者
- 満二十歳未満である既婚者

📎 [--結婚すれば成年扱い--]

たとえ満二十歳未満であっても結婚した者は、民法上では成年として扱われます。(民法第 753 条)

よって、満二十歳未満であっても結婚している者は、養親となる事が出来るのです。

📎 [--養親が未成年である場合--]

上記のとおり、民法上の成年に達していない者、つまり未成年者は養親となる事は出来ません。

しかし、何らかの原因で未成年者が養親となる内容の養子縁組届出が受理されてしまった場合は、どうなるのでしょうか？

📎 [--養子縁組の取消し--]

何らかの原因で受理されてしまった未成年者が養親となる内容の養子縁組は、取消しの対象となります。(民法第 804 条)

📎 [--取消しが出来る者--]

この取消し請求は、養親となった者本人、又は、その法定代理人からその取消しを家庭裁判所へ請求する事によって、取消しが出来ます。

📎 [--取消しが出来なくなってしまう場合--]

上記の取消し請求は、未成年の養親が成年に達した後、つまり、満二十歳になった、或いは結婚して成年とみなされた後、6 ヶ月以内に取り消しの請求を行わないと取消しが出来なくなってしまうます。

また、成年に達した後、たとえ 6 ヶ月を経過していなくてもその養親となっている者がその養子縁組を改めて追認(承認)してしまうと、やはり取消しが出来なくなってしまうます。

📎 [--ちなみに……]

上記で述べたとおり、たとえ満二十歳未満の者であっても婚姻すれば民法上では成年に達したものとみなされます。(民法第 753 条)

しかし、だからと言って満二十歳未満であることに変わりはありません。

よって、当然ですが、飲酒や喫煙は認められません。

これらの禁止行為は、民法の範囲外の関係だからです。

📎 [終わり] 📎